

# 伊 勢 市 公 報

第 307 号  
平成 30 年 8 月 20 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 地縁団体の認可について	2
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育長職務代理者が行う職務の委任の終了について	4
○ 教育長の職務代理の終了について	5
○ 教育委員会会議の招集について	6
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	7
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	8
○ 公示送達	9
○ 公売公告兼見積価額公告	11
○ 公示送達	18
○ 犬の抑留について	20
○ 公示送達	21

## 伊勢市告示第 115 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 8 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

倭町自治会

### 2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関する事。

### 3 区域

伊勢市倭町 1 番地から 229 番地 2 まで、勢田町 773 番地 2 から 812 番地まで、楠部町 1 番地 2 から 85 番地 2 まで、神田久志本町 1792 番地 3 から 1796 番地 7 まで、古市町 370 番地 3 から 372 番地 2 まで及び尾上町 75 番地 1 の区域

### 4 主たる事務所

伊勢市倭町 18 番地

### 5 代表者の氏名及び住所

長谷川 安二

伊勢市倭町 229 番地 2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 地方自治法第 260 条の 20

(2) 総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

9 認可年月日

平成 30 年 7 月 20 日

伊勢市教育委員会告示第 12 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 25 条第 4 項及び教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則(平成 28 年伊勢市教育委員会規則第 2 号)の規定による事務部長への事務の委任は、平成 30 年 8 月 12 日限りで終了します。

平成 30 年 8 月 12 日

伊勢市教育委員会

教育長職務代理者 松田 丈輔

伊勢市教育委員会告示第 13 号

伊勢市教育長北村陽は、平成 30 年 8 月 13 日その職に復帰した  
ので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律  
第 162 号）第 13 条第 2 項の規定による伊勢市教育長職務代理者松  
田丈輔の教育長の職務の代理は、同月 12 日限りで終了しました。

平成 30 年 8 月 13 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会告示第 14 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 30 年 8 月 14 日

伊勢市教育委員会  
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成 30 年 8 月 22 日（水）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第 42 号 平成 30 年度教育関係補正予算（第 2 号）について

伊勢市農業委員会告示第 9号

伊勢市農業委員会第 152 回総会を次のとおり招集します。

平成 30 年 8 月 13 日

伊勢市農業委員会

会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成 30 年 8 月 16 日（木）午後 1 時 30 分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2 - 4 会議室
- 3 付議すべき事項
  - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 4 号 非農地証明願について
  - 議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市公告第 67 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 30 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。



伊勢市公告第 68 号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度介護保険料督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市公告第 69 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成 30 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

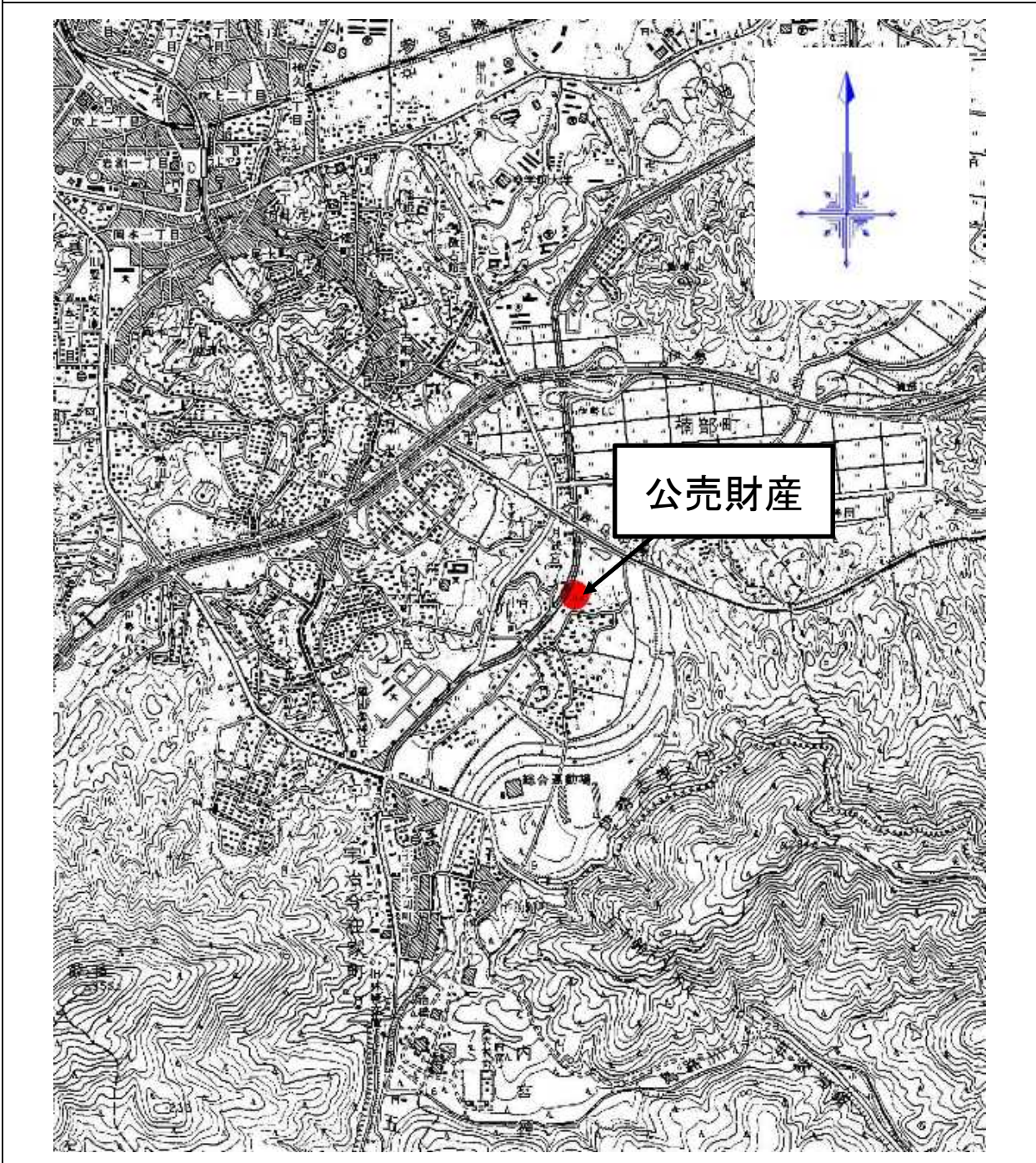
公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成 30 年 11 月 8 日（木）13 時 00 分から 平成 30 年 11 月 21 日（水）23 時 00 分まで
	入札期間	平成 30 年 11 月 29 日（木）13 時 00 分から 平成 30 年 12 月 6 日（木）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	平成 30 年 12 月 13 日（木）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成 30 年 12 月 13 日（木）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,430,000 円	
公 売 保 証 金	150,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

## 公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S30-1
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市中村町字内井</p> <p>地 番 1139 番</p> <p>地 目 田</p> <p>地 積 264 m<sup>2</sup></p>
見積 価額	1,430,000 円
公売 保証金	150,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地目・地積は登記簿による。</li> <li>2 境界については、隣接土地所有者と協議すること。</li> <li>3 五十鈴川左岸の中村地区住宅地域縁辺部位の一環にあって、基幹道路である国道 23 号の東方直近背後に位置する畑主体の宅地見込地ゾーンに所在する。</li> <li>4 公売財産は平成 30 年 7 月 2 日現在、畑（休耕）であり、画地西部に車輛が 1 台置かれている。</li> <li>5 公売財産は南東側で有効幅員約 1.8m 公道（舗装・建築基準法の道路に該当しない）に接する。</li> <li>6 公売財産はやや判然としないが登記簿数量に対して若干の相違（縄延び）が認められる。</li> <li>7 都市計画法において非線引都市計画区域、第二種中高層住居専用地域、及び倉田山風致地区に指定されている。 指定建蔽率は 40%、指定容積率 200%である。</li> <li>8 農地買受適格証明書の提出がないときは、公売に参加できない。</li> <li>9 権利移転及び危険負担の時期は、伊勢市農業委員会の許可若しくは届出の受理があった時とする。</li> <li>10 消費税及び地方消費税については非課税財産である。</li> </ol>

売却区分番号	S 30-1
--------	--------

所 在 図

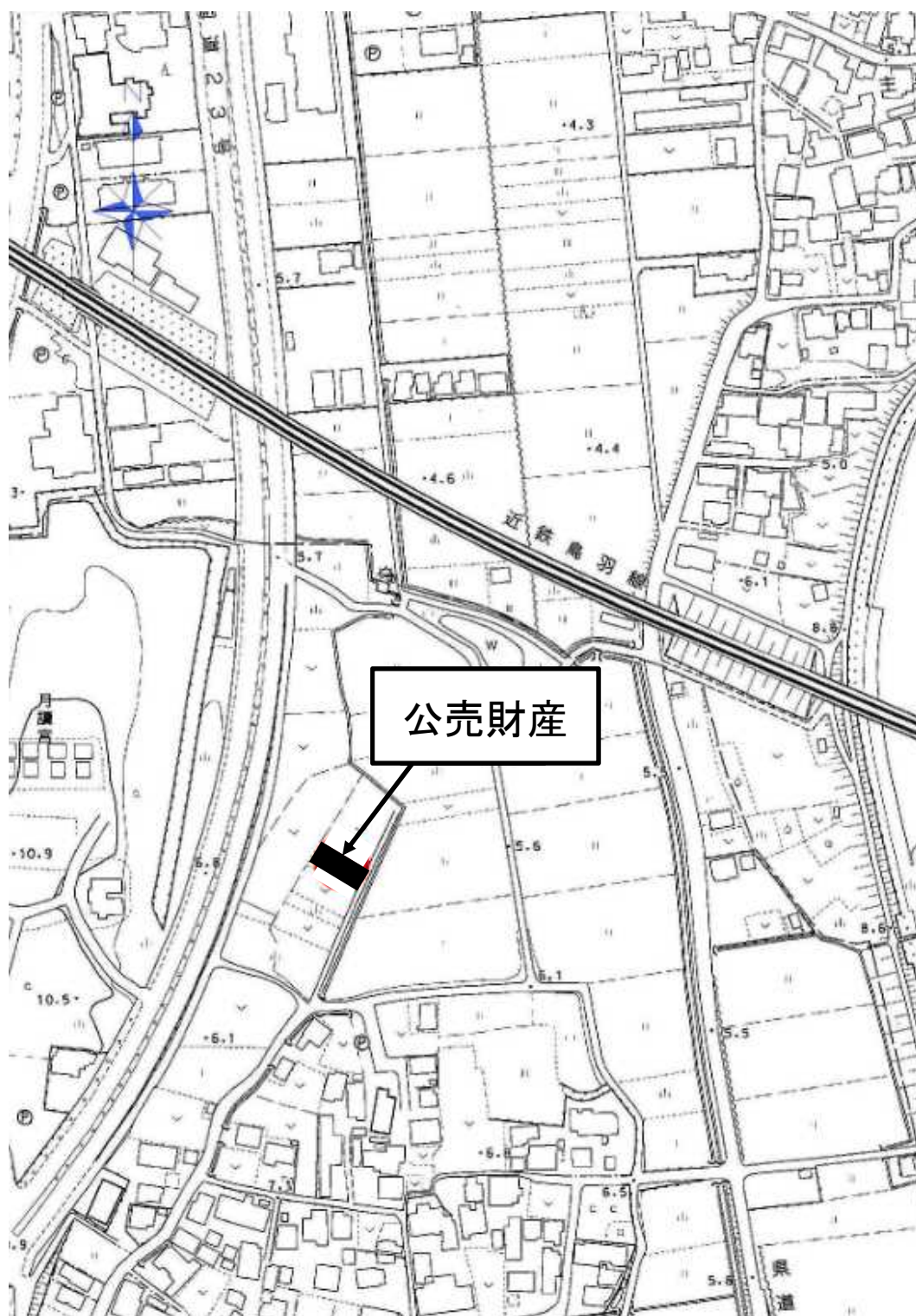




売却区分番号

S30-1

所在図



売却区分番号	S30-1
--------	-------

土地参考図(公図集合)





売却区分番号

S 30-1





売却区分番号

S30-1



伊勢市公告第 70 号

公 示 送 達

下記の者の平成 30 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 8 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

## 伊勢市公告第71号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成30年8月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	村松町	ミニチュア ダックスフ ンド	茶	雌	小	91日 以上	首輪、 リード の一部

2 抑留した日 平成30年8月9日

3 抑留期限 平成30年8月15日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 72 号

公 示 送 達

下記の者の平成 30 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 8 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略



省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略